

[ 参考資料 ]

(目 次)

協議第 8 号 地域自治組織等の取扱い関係

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）	1
富合町合併特例区協議会の組織に関する規則	3

協議第 1 1 号 合併市町村基本計画関係

新旧対照表	5
新市の主要事業の概要	7

協議第 2 1 号 環境保全関係事業関係

城南町と熊本市のごみ収集について	13
------------------	----

その他

熊本市と飽託四町との合併について	15
償却資産（ビニールハウス）の適正な課税について	19

## ○ 市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

### （合併市町村基本計画の作成及び変更）

第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 第六十一条第二十三項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第七項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二条第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

10 第四項の規定は、第七項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

### (合併特例区協議会の設置及び構成員)

第三十六条 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。

- 2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。
- 3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。
- 4 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。
- 5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。
- 6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。
- 7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会(市町村の合併の特例等に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)」の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

### (合併特例区協議会の権限)

第三十八条 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

- 2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

## 富合町合併特例区協議会の組織に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富合町合併特例区規約に規定するもののほか、合併特例区協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものである。

(協議会の構成員の活動業務)

第2条 協議会の構成員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の会議に参加すること。
- (2) 富合区域内の各地区囑託員と定期的に意見交換を行うこと。
- (3) 区長などの行政機関と定期的に意見交換を行うこと。
- (4) 富合区域選出市議会議員と定期的に意見交換を行うこと。
- (5) 合併特例区が実施する各種イベントへの参加
- (6) 協議会の広報に関すること。
- (7) 協議会の部会に関する活動
- (8) 富合区域内で取り組む事業に関すること。
- (9) 住民自治組織の形成に関すること。

(部会)

第3条 協議会が必要と認める事項について、調査研究等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



「熊本市・城南町新市基本計画」新旧対照表

No.	ページ	案(新)	素案(旧)	
1	12	3-(1) 2行目	だれもが <u>安心して健やか</u> で <u>うおいのある暮らし</u>	だれもが <u>健やか</u> に <u>うおいのある暮らし</u>
2	12	3-(1)①	①福祉サービスの充実や健康づくりの推進、 <u>適切な医療体制の確保</u>	①福祉サービスの充実や健康づくりの推進
3	12	3-(1)① 5行目	<u>・1,000を超える医療施設や、全国平均を上回る医療従事者数といった恵まれた医療資源を活用し、救急医療体制の確保に努めるなど、医療・福祉・保健の充実したまちづくりを進めます。</u>	
4	21	(7) 2行目	農業集落排水の接続や <u>浄化槽</u> の設置を推進します。	農業集落排水の接続や <u>合併処理浄化槽</u> の設置を推進します。
5	24	2の表題	ともに <u>支え合い</u> 、 <u>文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現</u>	ともに <u>支えあい</u> 、 <u>文化に親しみ、安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現</u>
6	24	3の表題	生涯を通して <u>健やか</u> で、 <u>いきいきと暮らせる保健・福祉の充実</u>	生涯を通じて <u>健やか</u> で、 <u>いきいきと暮らせる保健・福祉の充実</u>
7	25	6の7つ事業	● <u>家庭用雨水貯留施設整備事業</u>	● <u>雨水貯留施設整備事業</u>
8	25	8の表題	安全で <u>だれにも優しく使いやすい都市基盤の充実</u>	安全で <u>誰にでも優しく使いやすい都市基盤の充実</u>
9	31	3 新市財政計画の概要の欄外	<u>新市計画重点事業は上記のほかに、企業会計分として、汚水処理施設整備事業（公共下水道等）に約50億円、上水道整備事業に約60億円を計画しており、これを合計すると投資的経費は約211億円となります。</u>	
10	45	5-(1) 5行目及び一覧表	特別支援学校	盲・聾・養護学校
11	46	一覧表 その他の施設	救護施設 熊本市 1 城南町 0	
12	46	(2) 2行目	障害児施設などの施設	障害児施設といった一部の福祉施設
13	48	アンケート結果表中 身近な生活環境3	地山・治水等の防災対策の推進と緊急時における消防・防災施設の強化・充実	地山・治水等の防災対策の推進と緊急時における消防・防災施設の強化・充実





# 新市の主要事業の概要

## 1 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現

【ソフト事業】

### ○人権教育啓発推進事業

・人権啓発の為、市政だよりや懸垂幕による周知を行うほか、現在城南町で実施されている「人権フェスタ」も引き続き実施。

### ○男女共同参画推進啓発事業

・男女平等意識の啓発として、各種セミナーの開催、啓発紙の発行などを行う。

## 2 とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現

【ハード事業】

### ◎消防出張所整備事業：約2億円

・現熊本市域と同等の消防体制へ移行するため、城南町に消防出張所を整備し、消防・救急体制の強化を図る。

### ○防火水槽整備事業：約1億円

・火災発生時に初期消火及び延焼防止等に対応するため、水利の不足する地域に防火水槽の設置を引き続き行う。

### ●地域コミュニティセンター建設事業：約2億円

・まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯活動など住民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設を小学校校区ごとに整備。

【ソフト事業】

### ●地域コミュニティセンター運営事業

・小学校校区ごとに整備された施設を、自治会をはじめとした各種団体等で組織された運営委員会が管理運営を行う。

### ●町内自治会活動支援事業

- ・町内自治振興補助 均等割：6万円～7.5万円 世帯割：600円／世帯
- ・校区自治協議会の設立推進 校区内の地域団体連携を図る組織の設立 運営補助：上限20万円
- ・地域コミュニティづくり支援補助金 校区自治協議会が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組む事業費の1/2を補助。：上限30万円

### ●まちづくり活動支援事業

・各総合支所、市民センターなどにまちづくり交流室を設置し、まちづくり担当として任命している職員が地域に出向き会議、行事等へ参加するとともに、行政の支援情報を提供。

### ●芸術文化出張講座事業

・音楽、舞踊、演劇などの優れた舞台芸術を、小・中学校、市民センターなど地域へ直接出向き提供。

### 3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実

#### 【ソフト事業】

##### ●熊本市優待証（さくらカード）交付事業

- ・高齢者、障がい者、被爆者の積極的な外出を支援し、市の公共施設の入場や市内を運行するバス（市営、産交など）・電車の利用を優待。
- ・お出かけ乗車券（5,000 円分）を高齢者・被爆者は運賃の 2 割（1,000 円）、障がい者は運賃の 1 割（500 円）で購入できる。

##### ●生きがい活動推進事業

- ・生きがい作業所や老人福祉センターで、陶芸、園芸、手芸などの講座を開催。また、市内 6 か所に農園を貸与。

##### ○各種健康診査事業

- ・現在城南町のみで実施している前立腺がん検診や腹部超音波検診などの各種検診については、経過措置を設け継続して実施。

##### ○国保健康づくり事業

- ・はり、きゅう、あんまの施術に際し、一人一回 1,000 円を助成（現物）。（年間 60 回）

### 4 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進

#### 【ハード事業】

##### ◎児童館建設事業：約 1 億円

- ・子供たちに健全な遊びの場を提供し、健やかな成長を促す憩いの場所として児童センター（児童館）を建設。

#### 【ソフト事業】

##### ○ひとり親家庭等医療費助成事業

- ・ひとり親家庭等医療費助成を受ける際、これまでの償還払いのみの助成方法が、現物給付（受給資格者が医療機関に保険証と併せて資格者証を提示することにより保健診療費の自己負担が 1/3 になるもの。）の取扱いも出来るようになる。

##### ●病児・病後児保育事業

- ・小学 3 年生までの児童で病気や病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内に、一時的に施設で保育。 利用料：1 日 2 千円（食事、おやつ代含む）

##### ○乳幼児医療費助成事業

- ・城南町の自己負担に関する制度（就学前まで負担なし）は、5 年間現行のとおり継続。また、支給方法については、合併時よりこれまでの償還払いのみから現物給付の取扱い（熊本市の制度）も出来るようになる。

## 5 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興

### 【ハード事業】

#### ◎図書館建設事業：約9億円

・読書の大切さを鑑み、蔵書の整備を行うとともに、インターネット等による情報発信拠点としての住民の憩いの場となるような図書館を建設。

#### ◎総合スポーツセンター（仮称）整備事業：約21億円

・住民のスポーツを通じた健康づくりや交流を促進するため、総合体育館等の整備・改修を実施。

#### ○中学校プール改修事業：約2億円

・校舎と町道を挟んで設置されている中学校プールは、老朽化が激しく危険を伴っていることから、安全・安心な学校づくり交付金を活用したプール改修事業に取り組む。

### 【ソフト事業】

#### ●少人数学級事業

・子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行えるよう、少人数学級（35人）を小学3・4年生、中学1年生に導入。

## 6 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築

### 【ハード事業】

#### ◎雁回山遊歩道整備事業：約3千万円

・雁回山登山客の増加を図り観光物産振興及び健康増進に結びつけるため、雁回山遊歩道を整備。

### 【ソフト事業】

#### ●家庭用雨水貯留施設整備事業

・下水道の整備によって不用になった浄化槽を雨水貯留槽に転用する方、また、住宅の屋根に降った雨水を貯留するタンクを設置する方に費用の一部を助成

助成額 雨水貯留槽：工事費の2/3以内（上限7万円）

雨水貯留タンク：工事費の2/3以内（対象：200ℓ以上、上限3.5万円）

#### ●漱石の森づくり事業

・緑豊かな森の都を再生するため市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進。

①家庭の森づくり 3m以上の樹木を植栽する者に1/2を助成（上限2万円）

②事業所の森づくり 事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽する者に1/2を助成

(1) 生垣の設置：上限7万円

(2) 建造物の取り壊し：上限5万円

(3) 樹木の植栽 (1)～(3)の合計で上限30万円

③緑の街並みづくり 道路沿いに生垣を植栽する者に1/2を助成

(1) 生垣の設置：上限7万円

(2) 建造物の取り壊し：上限5万円

④記念樹配布 誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布

### ●太陽熱温水器設置補助事業

- ・環境負荷の少ない太陽熱温水器の設置費の 1/4 を助成（上限 5 万円）。

### ○資源ごみ分別収集事業

- ・現在城南町では、分別ごみを 16 品目に分類のうえ収集しており、この方法を、合併後も継続して実施。

## 7 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興

### 【ハード事業】

#### ◎物産館建設事業：約 2 億円

- ・農林業及び商工業等の地場産業の振興を促進するため、物産館を建設。

#### ○浸水対策事業：約 5 億円

- ・農用地及び農業用施設の湛水被害が生じる地域において、被害を未然に防止するため、排水機場の整備・改修など湛水防除事業に取り組む。

### 【ソフト事業】

#### ●企業立地促進事業

- ・市内に事業所を新設、増設、移設する企業に対して助成。上限：20 億円（下記の合計）

- (1)固定資産税、都市計画税、事業所税相当額（3 か年度分）
- (2)土地取得費の一部または賃料に要した 3 年分の経費の 1/2
- (3)新規常用従業員数 1 人につき 正社員 50 万円、正社員以外 15 万円
- (4)設備投資補助金 投下固定資産額の 1/10 を補助

#### ●農業金融支援事業

- ・農業者の経営の近代化や改善のために農業用機械や施設を導入する際に必要な資金の借入が円滑にできるよう、農業協同組合等の金融機関を通じて資金の貸付を行う。（平成 21 年度予算：2 億円（畜産含む） 金利：年 1.6%以内）

#### ●中小企業振興助成事業

- ・中小企業の経営基盤の強化や中小企業の高度化に関する事業に対し助成を行う。

#### ●地域農業活性化支援事業

- ・地域農業の活性化を推進するため、集落や農区などの一定のゾーンで、安全な農産物の提供や生産者と消費者との交流事業に取り組む「地産地消の拠点」を「農とぴあ」として指定し、その活動を支援。

#### ○中心市街地活性化事業

- ・城南町の中心市街地の活性化を目的とする民間の組織「城南まちづくり倶楽部」に対する補助金は当分の間現行どおり継続。

#### ○火の君まつり事業

- ・塚原古墳公園と歴史民俗資料館の所在及び文化財の価値を周知するとともに、地元の農業振興と農産物の PR（農業祭）も併せ開催。火の君まつり実行委員会へ委託。

#### ○夏まつり事業

- ・頓写会にあわせはじまった隈庄の「つくりもん」の伝統を継承しつつ、町の活性化と交流の場としての「夏まつり」を開催。夏まつり実行委員会へ委託。

## 8 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

### 【ハード事業】

#### ◎道路整備事業（幹線道路・集落内道路）：約 25 億円

・日常生活の利便性向上のため、生活道路や歩行環境の整備、公共施設へのアクセス道路の整備。

#### ◎スマートインターチェンジ整備事業：約 8 億円

・城南工業団地などへの企業誘致や地域経済の発展、さらには広域交流機能を高めるため、九州縦貫自動車道におけるスマートインターチェンジ設置事業に取り組む。

#### ●汚水処理施設整備事業（公共下水道等）：約 50 億円

・公共用水域の水質保全を図るため、城南町の公共下水道基本計画に基づき汚水処理施設の整備を推進。

#### ●上水道整備事業：約 60 億円

・安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の整備を進め、普及率を高める。なお、水質悪化地域の整備は、合併後早急に取り組む。

### 【ソフト事業】

#### ○城南町中央土地区画整理事業の促進

・城南町中央土地区画整理組合が実施する当該事業に対する必要な支援を行う。

〔注〕 表中の◎は、城南地域における新規事業  
表中の●は、市制度統一に伴う城南地域新規・拡充事業  
表中の○は、城南地域において既に行われている事業 } を表します。



## 城南町・熊本市のごみ収集方法の比較

### 1 ごみ収集の分別品目等について(※裏面に詳細を掲載)

	城南町	熊本市
分別種類	20分別	14分別→※中間処理後18品目
分別品目	①可燃ごみ②不燃ごみ③アルミ缶④スチール缶⑤スプレー缶⑥茶色びん⑦透明びん⑧生びん⑨その他びん⑩ペットボトル⑪トレー⑫紙パック⑬乾電池⑭蛍光管⑮新聞チラシ⑯古布⑰雑誌⑱段ボール⑲その他不燃ごみ⑳粗大ごみ	①燃やすごみ②埋立ごみ※③空き缶・空き瓶④ペットボトル⑤白色トレー⑥紙パック⑦乾電池⑧新聞チラシ⑨古着⑩その他の紙⑪段ボール⑫なべ類⑬自転車⑭大型ごみ ※③は中間処理後→茶色びん、透明びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶に分類
収集方法	①ステーション収集 ②～⑩⑲コンテナ収集 ⑱宇城クリーンセンター持込	①②④～⑭ステーション収集 ③大型ごみ受付センターへ電話
収集回数	可燃ごみ収集運搬 週2回 不燃ごみ収集運搬 月1回 資源物等収集運搬 (1)紙類、古布 月1回 (2)缶、びん、ペットボトル、紙パック、トレーなど 月1回 (3)乾電池、蛍光管 月1回 (4)粗大ごみ 月1回	可燃ごみ収集運搬 週2回 不燃ごみ収集運搬 月2回 資源物等収集運搬 (1)紙類 週1回 (2)びん・缶、古着、なべ類、自転車、乾電池 月2回 (3)ペットボトル 月2回 (4)大型ごみ 個別収集
搬出場所	①可燃ごみ 各ステーション ②～⑩⑲コンテナ収集各地区に1ヶ所、町内39行政区+5 計44ヶ所 ⑱宇城クリーンセンター持込	①②④～⑭ステーション収集 ③大型ごみ受付センターとの協議による場所指定
収集業務	民間委託業者	直営 + 一部民間委託
排出先	組合直営(焼却施設) 宇城クリーンセンター(ごみ処理施設) 民間委託(資源化施設)	直営(焼却施設) 民間委託(資源化施設) 埋立施設(直営)

### 2 新たな熊本市の分別品目の追加(平成21年10月1日有料化開始に伴う)

時期	現在	有料化後
分別種類	14分別→※中間処理後18品目	18分別→※中間処理後23品目
分別品目	①燃やすごみ②埋立ごみ③空き缶・空き瓶④ペットボトル⑤白色トレー⑥紙パック⑦乾電池⑧新聞チラシ⑨古着⑩その他の紙⑪段ボール⑫なべ類⑬自転車⑭大型ごみ ※③は中間処理後→茶色びん、透明びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶に分類	①燃やすごみ②埋立ごみ※③空き缶・空き瓶④ペットボトル⑤白色トレー⑥紙パック⑦乾電池⑧新聞チラシ⑨古着⑩その他の紙⑪段ボール⑫なべ類⑬自転車⑭大型ごみ(15)廃食用油(16)蛍光管(17)乾燥生ごみ(18)樹木(19)プラスチック製容器包装(平成22年10月より)

### 3 粗大ごみ(大型ごみ)の収集について

	城南町	熊本市
定義	コンテナボックスに入らないもので、町が指定する処理困難物(宇城クリーンセンターへ自己搬入)、排出禁止物に該当しないもの	処理計画により市が収集しないこととしたものに該当しないものであって、縦80センチメートル、横65センチメートルの袋に適正に収納できない大きさのもの(一部例外(自転車、傘、バット等あり)) ※45リットル袋に収納できるものは、それぞれの収集日に排出できる。(現在は無料)
具体的な品目	一斗缶、ゴルフバック、CDラジカセ、炊飯器、チャイルドシート、ビデオデッキ、ホットプレート、ヘルメット等	ステレオセット、ミシン、パイプハンガー、ベッド、マットレス、たんす、ゴルフバック、三輪車、物干し台等
収集方法	コンテナ収集	大型ごみ受付センターへ電話
収集回数	粗大ごみ 月1回 町民による排出	大型ごみ 戸別収集
搬出場所	コンテナ収集各地区に1ヶ所、町内39行政区+5 計44ヶ所	大型ごみ受付センターとの協議による場所指定 基本的には、敷地内
収集業務	民間委託業者	直営 + 一部民間委託
排出料金	100円	大きさにより、500円、900円
排出先	宇城クリーンセンター(ごみ処理施設)	直営(焼却施設) 民間委託(資源化施設) 埋立施設(直営)

※熊本市の大型ごみの定義は、45リットル袋に収納できないものである。45リットル袋に収納できるものについては、燃やすごみ・埋立ごみの日にそれぞれ排出可能としている。例えばCDラジカセやヘルメットなど、現在、城南町で粗大ごみシールとして処理しているものは無料扱いとなる。また、城南町では粗大ごみとして収集しない(宇城クリーンセンター持込み)ベッド、マットレス(ワイヤーやスプリングが入っているもの)等は大型ごみとして収集している。受付方法は、大型ごみ受付センターに電話で申込み後、コンビニ等でシールを購入、数日後に戸別訪問を行って収集している。

城南町と熊本市の分別収集の比較

城南町		熊本市	
家庭での分別＝最終分別【20】		現行	
家庭での分別【14】		最終分別（施設での選別後）【18】	
①可燃ごみ【ステーション】	①燃やすごみ	①燃やすごみ	①燃やすごみ
②不燃物【コンテナ】	②埋立ごみ	②埋立ごみ	②埋立ごみ
③その他不燃ごみ【直接持ち込み】	(埋立ごみ・大型ごみ・排出禁止物)	(埋立ごみ・大型ごみ・排出禁止物)	(埋立ごみ・大型ごみ・排出禁止物)
④粗大ごみ【コンテナ】	③大型ごみ	③大型ごみ	③大型ごみ
⑤透明びん【コンテナ】	④びん・缶	④透明びん	④透明びん
⑥茶色びん【コンテナ】		⑤茶色びん	⑤茶色びん
⑦その他の色のびん【コンテナ】		⑥その他の色のびん	⑥その他の色のびん
⑧生きびん【コンテナ】		—	—
⑨スプレー缶【コンテナ】		⑦スチール缶	⑦スチール缶
⑩スチール缶【コンテナ】		⑧アルミ缶	⑧アルミ缶
⑪アルミ缶【コンテナ】	⑤なべ類	⑨なべ類	⑨なべ類
(不燃物)			
⑫古布【コンテナ】	⑥古着類	⑩古着類	⑩古着類
(粗大ごみ)	⑦自転車	⑪自転車	⑪自転車
⑬乾電池【コンテナ】	⑧乾電池	⑫乾電池	⑫乾電池
⑭蛍光灯【コンテナ】	(埋立ごみとして処理している)		(下記の拠点回収へ)
⑮ペットボトル【コンテナ】	⑨ペットボトル	⑬ペットボトル	⑬ペットボトル
⑯新聞・チラシ【コンテナ】	⑩新聞・チラシ	⑭新聞・チラシ	⑭新聞紙・折込チラシ
⑰段ボール【コンテナ】	⑪段ボール	⑮段ボール	⑮段ボール
⑱雑誌類【コンテナ】	⑫その他の紙	⑯その他の紙	⑯その他の紙
(可燃ごみ)	(燃やすごみ)	(燃やすごみ)	⑰容器包装プラスチック (H22.10開始)
⑲トレー【コンテナ】	拠点 ⑬白色トレイ	拠点 ⑰白色トレイ	⑰白色トレイ
⑳紙パック【コンテナ】	回収 ⑭牛乳パック	回収 ⑱牛乳パック	(19)牛乳パック
			(20)蛍光管 (H21.10開始)
			(21)樹木 (H21.10開始)
			(22)廃食用油 (H21.10開始)
			(23)乾燥生ごみ (H21.10開始)



## 熊本市と飽託四町との合併について

### 1.人口の推移

(人)

区分	H2国調	H7国調	H12国調	H17国調	比較 H17-H2	増減率	(参考) H21.4.1現在 (住基人口)
旧熊本市	579,306	599,873	608,638	614,944	35,638	6.15%	615,345
旧北部町	18,385	21,628	24,741	26,798	8,413	45.76%	27,374
旧河内町	8,525	8,170	7,679	7,261	-1,264	-14.83%	6,872
旧飽田町	10,330	10,699	11,366	11,339	1,009	9.77%	11,685
旧天明町	10,181	9,971	9,588	9,261	-920	-9.04%	9,394
四町計	47,421	50,468	53,374	54,659	7,238	15.26%	55,325
合計	626,727	650,341	662,012	669,603	42,876	6.84%	670,670

### 2.事業所数の推移(事業所・企業統計調査結果報告より)

(事業所)

区分	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	比較 H18-H3	増減率
旧熊本市	31,566	30,959	28,314	26,179	-5,387	-17.07%
旧北部町	768	784	816	823	55	7.16%
旧河内町	290	258	225	202	-88	-30.34%
旧飽田町	354	389	366	339	-15	-4.24%
旧天明町	327	321	277	260	-67	-20.49%
四町計	1,739	1,752	1,684	1,624	-115	-6.61%
合計	33,305	32,711	29,998	27,803	-5,502	-16.52%

(参考)建設計画の実施状況(熊本市・飽託四町合併10年の検証より)

(合併前の投資的経費)(基本計画計上額)

(単位:千円)

	S61~H2の 投資的経費	建設計画額 (H3~H7)	H3~H7 の決算額	実施率 (%)	H8~H12 決算額	H3~H12 合計	実施率 (%)
旧北部町	6,157,102	11,467,913	17,089,749	149.0	11,346,997	28,436,746	248.0
旧河内町	2,331,920	4,120,197	6,784,589	164.7	7,433,877	14,218,466	345.1
旧飽田町	2,941,260	5,694,075	8,821,106	154.9	4,978,586	13,799,692	242.4
旧天明町	2,514,183	5,072,814	6,573,899	129.6	6,779,430	13,353,329	263.2
合計	13,944,465	26,354,999	39,269,343	149.0	30,538,890	69,808,233	264.9

※ S61~H2の投資的経費は特別事業経費(庁舎建設費等)を除く。

## 熊本市と飽託四町との合併について（下水道関係）

### ○ 合併協議による調整方針

下水道事業の取扱いについて（合併協定書より）

（北部町）1.北部町流域関連公共下水道については、熊本市に引き継ぐものとし、下水道使用料については、熊本市の制度に統一するものとする。

2.受益者負担金については、熊本市の制度に統一するものとするが、合併年度に限り現行どおりとする。

なお、合併前に賦課された北部町の負担金額（330 円/㎡）及び納付報償金制度については、当分の間現行どおりとし、制度切替の細目については、熊本市及び北部町の長が別に協議して定めるものとする。

3.水洗便所改造資金貸付等については、熊本市の制度に統一するものとするが、利子補給制度及び排水設備指定工事店の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。

（河内町）旧町での整備計画無し(整備についての協議は行った。)

（飽田町）旧町での整備計画無し(整備についての協議は行った。)

（天明町）旧町での整備計画無し(整備についての協議は行った。)

### ○ 合併建設計画における実施状況

#### 【下水道整備事業】

（単位：千円）

	建設計画額 (H3~H7)	H3~H7 の決算額	実施率	H8~H12 決算額	H3~H12 合計	実施率
旧北部町	3,662,000	4,434,560	121.1%	3,186,743	7,621,303	208.1%
旧河内町	265,000	942	0.4%	19,776	20,718	7.8%
旧飽田町	831,000	779,055	93.7%	659,963	1,439,018	173.2%
旧天明町	676,000	761,583	112.7%	750,247	1,511,830	223.6%
合計	5,434,000	5,976,140	110.0%	4,616,729	10,592,869	194.9%

※北部町以外の3町については、整備計画がなかったため、新市において全体計画を策定のうえ下水道事業を進めることとし、全体計画策定の際、各町域に係る経費を建設計画額として計上したものの。

（参考）

### ○ 城南町との合併協議による調整方針

1.下水道計画については、平成21年度に城南町で策定する污水計画に基づき、合併後10年程度の完了予定で整備を進める。

2.下水道使用料及び受益者負担金については、熊本市の例に統一する。

### ○ 新市基本計画における污水处理施設整備事業（公共下水道等）の額 : 10カ年間で約50億円

## 住民アンケートについて（概要）

### ○ アンケートの目的

熊本市と飽託四町が合併して10年が経過するにあたり、合併してどう変わったのかを検証し、また、今後の熊本市のまちづくりをどうすればいいかを考える。

### ○ アンケートの対象等

- ・ 期間 平成12年10月28日～11月12日
- ・ 対象 20歳以上の熊本市民1,000人を住民基本台帳から無作為抽出  
うち、旧熊本市域600人、旧四町地域400人
- ・ 回答率 1,000人中368人が回答（36.8%）

### ○ アンケートの内容及び回答（概要）

- ・ 合併してよかったか？

	全 体	熊本市域	旧四町地域
良かった	42.0%	34.4%	50.0%
変わらない	29.5%	35.0%	25.3%
悪くなった	8.1%	1.7%	15.3%
わからない・無回答	20.3%	28.8%	9.4%

- ・ 旧四町地域住民の合併後の評価

#### <評価の高い点（上位5項目）>

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| 1) ゴミの回収、処理がよくなった       | 54.7% |
| 2) 道路や公園などの整備が進んだ       | 45.3% |
| 3) 文化・スポーツ施設の利用がしやすくなった | 41.2% |
| 4) 都市化の進展               | 32.3% |
| 5) 総合支所の業務内容がよくなった      | 31.2% |

#### <不満な点（上位4項目）>

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| 1) 公共料金が高くなった      | 29.4% |
| 2) 地域活動がしにくくなった    | 21.8% |
| 3) 住民と市職員の結びつきが薄れた | 21.2% |
| 4) 地価の高騰           | 20.6% |



## 償却資産（ビニールハウス）の適正な課税について

ビニールハウスについては、熊本市と合併することによって、新たに課税されるわけではなく、**全国どこでも課税対象であり、申告が必要です。**

◎国も通知を出しています。

平成18年8月に各都道府県を通じ、ビニールハウスを含めた償却資産の適正な課税の確保について通知している主な内容は下記のとおりです。

項目
<b>国税資料の確認による未申告者の調査</b> 国税の申告があるにもかかわらず、償却資産の申告がない者について調査し、償却資産申告書を提出させること。
<b>申告の啓発</b> 償却資産に対する課税の制度については、中小の事業者を中心としてその認識が十分ではないこともあることから、ポスター、リーフレット等を活用し、課税の制度を啓発すること。

さらに、

- ① 未申告者については漫然と放置することなく申告書を提出させることや、必要に応じて、民間委託による申告指導の徹底も検討すること。
- ② 申告指導を繰り返し行ってもなお、申告の意思がないことが明らかな者については、実地調査を行った上で、最終的な方法として推計課税を実施すること。
- ③ 地方税法第386条の規定により、市町村長は、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で3万円以下の過料を科することができる。

といったことも示されています。

# 償却資産対象ビニールハウスの課税シミュレーション

例) 単棟 1反 塩化ビニール製ハウス

取得金額 3,000,000円

取得年月 平成20年8月

耐用年数 10年(減価率 0.206)

以上の例による固定資産税額の推移は？



	減価率	評価額(課税標準額)	固定資産税額(1.4%)
当初課税	0.103	2,691,000円	37,600円
1年後	0.206	2,136,654円	29,900円
2年後	0.206	1,696,503円	23,700円
3年後	0.206	1,347,023円	0円
4年後	0.206	1,069,536円	0円
5年後	0.206	849,211円	0円
6年後	0.206	674,273円	0円
7年後	0.206	535,372円	0円
8年後	0.206	425,085円	0円
9年後	0.206	337,517円	0円
10年後	0.206	267,988円	0円
11年後	0.206	212,782円	0円
12年後	0.206	168,948円	0円
13年後	0.206	150,000円	0円
14年後	0.206	150,000円	0円

評価額が、免税点(150万円)未満になったので課税されない。

最終的には、取得金額の5%が評価額として残る。

## 注意

その他にも償却資産の対象資産がある場合は、全資産の評価額の合計が免税点(150万円)以上になると課税されます。

